

青色申告農家の皆さんへ

読めば^{プラス}、経費にもなる 新聞があります

青色申告をしていると、「これは経費になるのか？」
「ムダなく経費をつけたい」と悩むことはありませんか？
日本農業新聞なら、青色申告農家は
「経費計上」×「情報収集」を同時に実現できます。



ポイント①

紙版、電子版問わず購読料は「必要経費」※にできます

青色申告農家は、農業経営に必要な情報収集として新聞購読料を経費として計上できます。

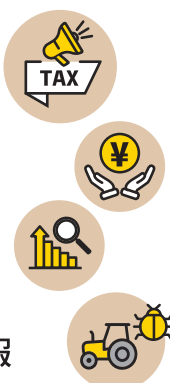
日本農業新聞は“読むこと自体が経営活動”になります

ポイント②

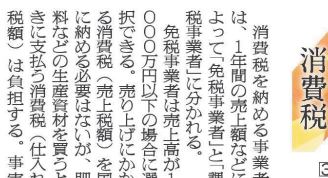
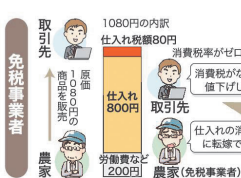
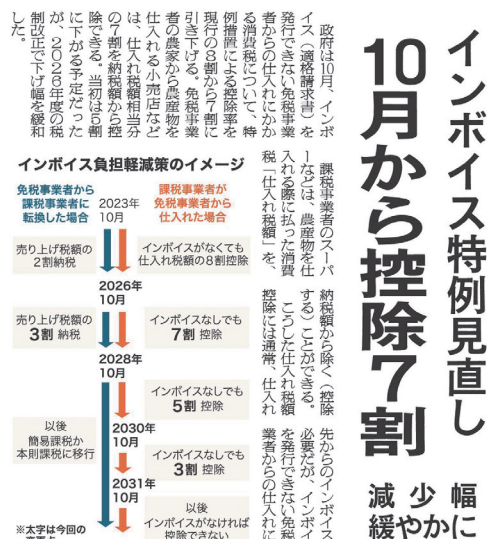
読むだけで経営の 質が上がる情報が満載

- インボイス特例の見直し
食料品の消費税減税など制度改正の情報
- 市場や補助金など経営に役立つ情報
- 病虫害や農機の情報など営農に役立つ情報

日々の判断に直結する情報を得られます



2026年05月19日(水) 日本農業新聞 総合3面1,2版



免税・簡易課税

農家のほとんどが該当

上、仕入れ税額の負担を売上税額で補填する。年間売り上げが1000万円超の場合は課税事業者になる。このうち、農業者の多くは500万円以下の「簡易課税」事業者。仕入れ税額を「売上税額」の8割とみなし、残りの2割を国に納める仕組みだ。仕入れの領収書を一枚一枚確認して計算する必要がある。農業者で農業者の97%を占める、食料品の消費税率が0%になるという仕組みも困ったことになる。

免税事業者は、売上税額がゼロになる仕入れ税額分を回収できる。農産物価格に転嫁しやすいため、スーパーなどから消費税がなくなると、直段を下げてほしいと求められる懸念がある。

簡易課税事業者は、納税額の計算の前提である売上税額がなくなるため、控除もなくなる。仕入れ税額がそのまま農家の負担になる可能性が高い。

©日本農業新聞 無断複製転載を禁じます。



※青色申告における経費計上の詳細や具体的な条件につきましては、お近くの税務署または税理士にご相談ください。